

＜事業の内容＞

1. 経営改善漁業者向け利子助成

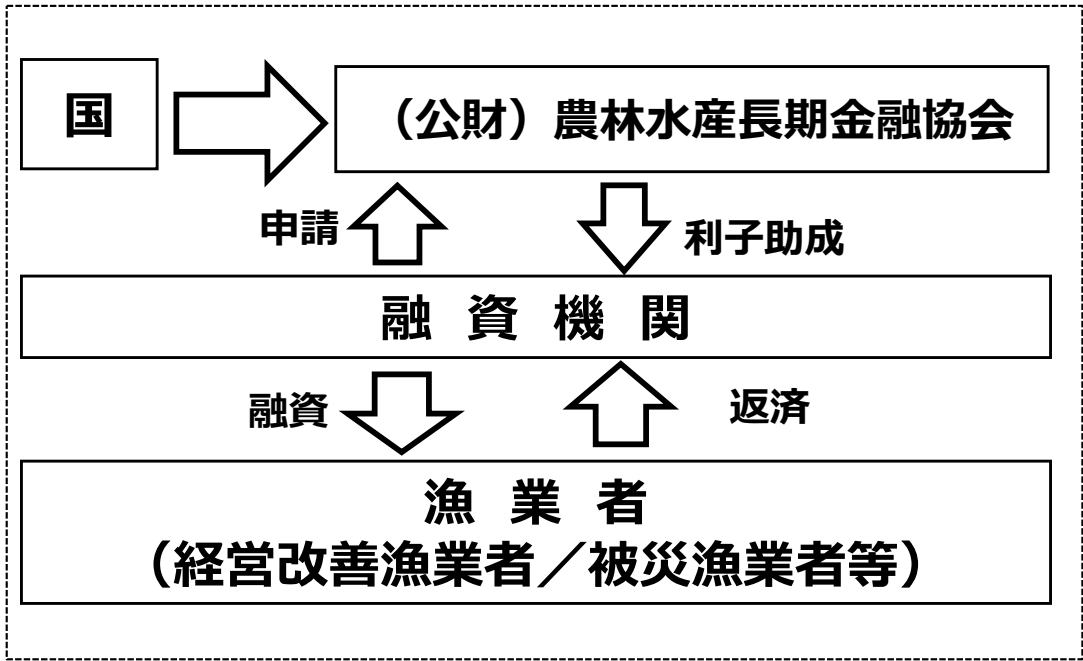
- 漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が、同計画を達成するため公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、**経営改善漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**
 - ・対象借入金の上限：貸付条件により9千万円～4.5億円
 - ・助成期間 資金種類により5年または10年

2. 被災漁業者等向け利子助成

- 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、**負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**
 - ・対象借入金の上限：貸付条件により1千万円～5千万円
 - ・助成期間 5年

融資枠：100億円

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞

